

## 意見書

平成 20 年 2 月 14 日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) びーびーかぶしがいいしゃ

氏名 ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしがいいしゃ

氏名 ソフトバンクテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしがいいしゃ

氏名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成20年1月15日付け情審通第5号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案」(以下、「接続約款変更案」という。)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

## 1. 法人ユーザの要望について

法人ユーザからの要望を踏まえ、加入光ファイバの現地調査又は開通工事(以下「接続工事等」という。)を行う際の到着時刻を指定し予約できるメニューを追加することとされておりますが、弊社共の認識としては、法人ユーザの要望の多くは到着時刻を指定したいというよりも「実施時間(目安)や作業者情報を早期に確認したい( )」ということであり、現状としてそれが実現していない事例が多いため、事前の「到着時刻の指定」への要望につながっている可能性が大きいものと考えます。

( )昨今ではセキュリティーの関係から、お客様からビル管理会社等に対して事前に入館時間や作業者情報について申請しなければならないケースが増えております。

現在運用されている実施日及び実施時間帯を予約するメニュー(以下「一般予約メニュー」という。)においては、「午前」「午後」等の実施時間帯予約を行い、到着時刻の目安を接続工事等実施日の前日もしくは前々日に個別に問い合わせ確認しておりますが、これはNTT 東日本の接続工事等の施工スケジュールが確定する時期に合わせた運用となっております。施工スケジュール確定をより早期に完了することで、「実施時間(目安)や作業者情報の早期確定」という法人ユーザの要望に対応できるよう、一般予約メニューにおける運用改善を強く要望いたします。

## 2. 一般予約メニューとの差異について

今回、接続工事等を行う際の到着時刻を有償で指定できる特別な予約メニュー(以下「有償予約メニュー」という。)が追加されることで一般予約メニューのサービスレベルを低下させることのないよう、有償予約メニュー専用の稼働枠を用意するか既存の稼働枠を増やすことで、一般予約メニューによる接続工事等の稼働枠を維持することの徹底を要望いたします。

また、両メニューの差異は、接続工事等を行う際の到着時刻をユーザが指定するのか、NTT 東日本が指定するのか、という点のみであり、その他は同水準のサービスレベルとすべきと考えます。しかしながら、一般予約メニューにおいては、工事予約したにもかかわらず、実際には稼働がとれないと回答される事例があります。これは、工事稼働を予約した時点では

施工スケジュールが厳密に確定していないことに起因するものと考えられますが、接続工事等の到着時刻の目安確定において、有償予約メニューとの差異が発生することのないよう、一般予約メニューにおける運用改善を強く要望いたします。

一方、ユーザの観点では、自ら時刻指定することが可能となることから、有償予約メニューに求めるサービスレベルがより高くなることが想定されるため、ユーザ要望による指定時刻の変更等に可能な限り柔軟に対応すること、コミットした到着時刻を厳守できなかった場合に違約金の支払いを行うことなど、有償予約メニュー独自のサービス基準を設けることが必要と考えます。

### 3. 手続費の算定方法について

接続約款変更案に対する意見募集の別紙1 主な変更内容(2)手続費の算定に、作業時間の考え方が示されていますが、以下の理由により作業時間の考え方を見直すことが必要と考えます。 [http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080115\\_6\\_bs1.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080115_6_bs1.pdf)

- モデル化された各パターンは、接続工事等の稼働率が100%であることを前提としていると考えられるが、各パターンごとの施工班数などを根拠とする現実的な稼働率を考慮した調整時間の平均を接続工事等に必要な作業時間とすべきであるため。
- 稼働率が下がれば、施工時間に空きが生じることから、当該モデルに示された調整時間はより短く設定できるため。
- パターン2(10時指定)、パターン3(11時指定)については、時刻指定の施工前に通常施工が予定されないことから、パターン1と同様に調整時間は不要と考えられるため。
- パターン4～8については、通常施工の開始時刻を遅らせることで調整時間を削減できる可能性があるため。

以上